

# フォークリフトによる労働災害を防止せよ

フォークリフトは多くの産業で使用されている汎用性の高い機械ですが、労働災害が発生した場合は、重篤な災害となりやすい危険な機械でもあります。周辺の作業者との接触、転落や転倒、荷崩れなど様々な危険性があります。

また、前方に荷積みをするため、運転者の視界が悪く、後輪操舵のために、角を曲がる時に車体が大きく外側に膨らむなどの特性があり、これらの特性を踏まえて、十分な安全対策をとる必要があります。

フォークリフトを使用するときに必要な安全対策をまとめましたので、自社の対策は十分であるかどうか点検・改善をいただき、フォークリフトの安全対策を確立しましょう。



## 1 フォークリフトの作業計画を定めていますか？

フォークリフトを使用するときは、作業場所の広さや地形、使用するフォークリフトの種類や能力、荷の種類や形状に適応した**作業計画**を定めなければなりません。

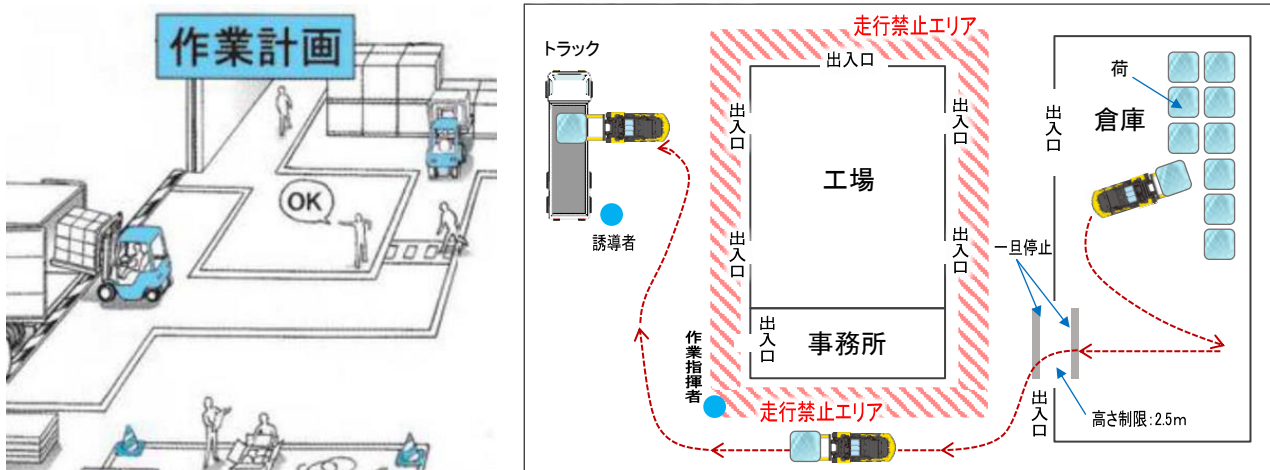
作業計画にはフォークリフトの**運行経路**やフォークリフトによる**作業の方法**を示すことが必要です。特に、運行経路の設定は、運行経路上を立入禁止にするなど、フォークリフトと人との接触を防止するためにも重要です。

そして、作業計画に従って作業が行えるよう、**関係労働者に作業計画を周知**しましょう。

【様式例】  
フォークリフトの  
作業計画



### 【運行経路の例】



## 2 作業指揮者を配置していますか？

複数の労働者が作業を行うときは、**作業指揮者**を配置しなければなりません。

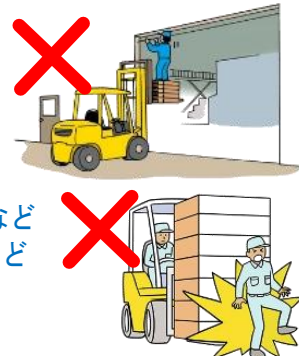
作業計画に従って作業が行われるよう、作業指揮者に労働者を指揮させましょう。

作業指揮者の氏名を作業計画などに明示し、作業者が作業計画に反した場合に直ちに注意・指導を行うなど、適切な作業指揮を行わせましょう。

### 3 フォークリフトを使用する際の安全ルールを定めていますか？

フォークリフトを使用する際の安全ルールを明確に定め、関係労働者に周知し、安全ルールを遵守させることが重要です。次に掲げる事項を書面などで明確に定めましょう。

- 制限速度
- フォークリフトの走行場所と歩行通路
- 立入禁止区域 フォークリフトの進入禁止区域、作業者の立入禁止区域
- その他の禁止事項 運転席以外の搭乗の禁止、用途外使用の禁止など
- 運行経路上に立ち入って作業を行う必要がある場合の方法  
誘導者の配置や作業エリアの設定、フォークリフトの進入禁止措置の方法など
- 合図の方法 やむを得ずフォークリフトに近づく必要があるときや誘導時など
- フォークリフトの運転者が遵守すべき事項
- 周辺の作業者が遵守すべき事項 など



### 4 安全ルールを守りやすい職場環境となっていますか？

安全ルールを定めただけでは労働災害は防げません。

労働者が安全ルールを遵守するよう安全教育を定期的実施しましょう。

安全担当者は、職場巡視等の安全活動を通じて遵守状況を確認し、守れていない労働者に対しては適切に指導しましょう。

労働者が安全ルールを把握しやすいように職場環境を整えることが重要です。

改善例を掲載しましたので、これらを参考に職場環境の改善を図りましょう。

- 作業者が歩行するための通路を路面や床面に表示
- 走行範囲と作業者の作業範囲、歩行範囲の区分を表示
- 路面に横断歩道、一旦停止の表示
- 制限速度、立入禁止標識、注意喚起標識の設置
- カーブミラーの設置
- パトライトをフォークリフトに設置
- 安全な作業手順、安全確認事項などを掲示
- 遵守すべき事項を見やすい箇所に掲示



※改善例はほんの一部です。その他にも職場環境の改善につながるものがあれば、率先して実践しましょう。

### 5 その他

#### ① 運転資格について

運転にはフォークリフト運転技能講習などの資格が必要です。最大荷重が1 t未満のフォークリフトの運転はフォークリフト運転特別教育でも認められています。

#### ② 定期自主検査について

フォークリフトは月次と年次の定期自主検査の実施が義務付けられています。このうち、年次の自主検査は特定自主検査と呼ばれ、検査業者か、事業内の検査資格を有する者でなければ行うことができません。

その他に、作業開始前点検を実施する必要があります。

